平成２４年（フ）第１２３０号
堺市中区小阪160番地１　ロジェ102号
債務者　岩本　初美
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２３９号
大阪市中央区島之内２丁目10番５―801号
債務者　李　　美賢
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
兵庫県宝塚市末成町29番７―103号、前住所　兵庫県宝塚市高松町２番62―805号
債務者　松田　勝巳
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３１２号
兵庫県宝塚市末成町29番７―103号、前住所　兵庫県宝塚市高松町２番62―805号
債務者　松田スズ子
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７２０号
兵庫県西宮市川西町７番42―108号
債務者　錦織　敦司
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６１号
兵庫県西宮市松原町３番28―904号
債務者　カンシャス六甲こと梁川和也こと　梁　和也
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１８号
山口県岩国市錦見八丁目20番７―104号
債務者　藤田　雅子
１　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１２１号
山口県大島郡周防大島町大字久賀5384番地３
債務者　林　　留美
１　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７４号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2392番地２　猪ノ尻西団地Ａ―２―103号
債務者　若松　勝志
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第５１号
大分県杵築市大字守江1624番地、申立前の住所山口県下関市清末西町２丁目８番25号　グリーンピアハイツＢ棟102号
債務者　井戸ミサ子（旧姓坂田）
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
宮崎県日向市大字富高558番地２
債務者　中村美代子
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１０６号
北海道岩見沢市南町８条４丁目４番10号　クラーベルハイツ101号
債務者　赤間　春美
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１５号
北海道苫前郡羽幌町北町55番地の38
債務者　宇野真希子
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第１５８号
福島県郡山市熱海町安子島字町183番地
債務者　佐藤　育子
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
福島県須賀川市和田字新池30番地
債務者　上田三枝子
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
福島県白河市東深仁井田字刈敷坂76番地
債務者　伊藤　武義
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１０５７号
埼玉県上尾市西宮下４丁目233番地３　坂本ビル302
債務者　早坂　裕人
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４２号
埼玉県川口市東川口４丁目６番25号　東川口宝パレス103号室
債務者　菊池　真実
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係